

福島原発事故に係るモニタリングに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月九日

熊谷 大

参議院議長 西岡武夫殿

福島原発事故に係るモニタリングに関する質問主意書

平成二十三年三月十一日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が福島県のみならず近隣県も含めた広範囲に飛散した。野菜・魚類等の農林水産物に対する放射性物質の影響について、国民は正確な情報を必要としており、福島県及びその近隣県の大気、水道水、海水、土壌、農林水産物等の放射線量等のきめ細かいモニタリングの実施と結果の公表が不可欠である。そこで、以下のとおり質問する。

- 一 福島県の近隣県における放射性物質の汚染状況について、政府は、どのような基準・方針に基づいて、モニタリングを行っているのか、具体的に示されたい。
- 二 文部科学省は、福島第一原子力発電所周辺の海域モニタリングを実施していると承知しているが、海洋への放射性物質の汚染は広範にわたり、そこに生息する多くの生物にも今後、大きな影響を及ぼすおそれがある。周辺海域のモニタリングはどのように行われているのか、実施主体、計測範囲、計測方法等具体的に示されたい。

三 一及び二のモニタリングの実施及びその結果の公表について、どの程度の期間、どのような規模で行う

かを含め今後の方針を示されたい。

右質問する。